

令和4年度朝来市地域づくり支援事業実施要領

(市民活動促進事業)

1 事業の目的

朝来市は、「人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～」を将来像として、人口減少の新たな時代を見据え、持続可能なまちづくりを目指しています。

地域全体として持続可能性を高めるためには、地域の多様なつながりと交流を促進し、市民一人ひとりが得意分野や興味関心を地域で主体的に活かしながら、地域の課題解決に向かって活発にその力を発揮できる体制づくりが必要です。

については、民間団体が実施する地域の課題の解決に向けた新たな事業に対し、活動費の一部を補助することにより、団体の自立促進と活性化、さらには市民活動団体への進展を図り、市民協働のまちづくりのさらなる推進を目的とします。

2 補助対象事業

本事業は、市民の皆さんのまちづくりに向けたチャレンジを手助けするものです。

市民活動団体が、事業承認決定日から令和5年3月31日までの間に、主に朝来市内で実施する、公益的な新たな事業に対して補助を行います。

3 補助対象団体

民間団体（行政区及び地域自治協議会は除く。）

〔 NPO・ボランティア団体・生涯学習団体などで、市民が主体となり地域課題の解決などの公共的活動を行っている非営利活動組織 〕

4 応募できる団体

応募できる団体は、次の要件に当てはまる公益的な活動を行う市民活動団体で、補助金を申請するためだけに構成された実行委員会のような一過性の団体は申請できません。

次の全てを満たす団体が対象となります。

- (1) 朝来市内に活動拠点があり、主に市内において活動する5人以上で組織した団体であること。
- (2) 活動の成果が市民及び他の団体の市民活動に係る意欲を一層高める効果をもたらすことが期待できるものであること。
- (3) 規約、会則を持ち、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 本市からその他同一趣旨の補助金を受けていないこと。
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていない団体

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、申請事業の実施に直接的に必要な経費で、次の表に示すものとしします。

科目	経費の種類
報償費	講師、指導者、専門家などへの謝金、事業協力者への謝礼（交通費含む） <u>※事業実施団体の構成員に対するものは対象外経費</u>
旅費	事業実施のために必要な講師、指導者、専門家などへの交通費や宿泊費 <u>※事業実施団体が行う視察研修旅費は対象外経費</u>
需用費	広報用チラシ・ポスター・パンフレットなどの作成費、用紙代・コピー代などの消耗品代、講師等への昼食代など（ただし、社会通念上妥当と考えられる金額に限る。）
役務費	郵便料、運搬料、電話料、保険料
使用料及び賃借料	会議室・施設・器具・物品等の使用料 <u>※市、県等所有の施設で減免のある場合や事業実施団体自らが所有している施設、物品、自動車の使用料、借り上げ料は対象外経費</u>
委託料	委託料（警備、会場設営等）
その他	その他事業実施に必要な経費であって、社会通念上適切であると認められる経費 <u>※ただし、事前に協議が必要</u>

※補助対象経費及び補助金額は、それぞれの額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

【補助対象として算入できない経費】

- ① 個人（参加者、団体構成員）への支給品に係る経費（飲食代、賞品、記念品等）
ただし、熱中症対策のための水分補給に伴う妥当な経費や、食育を目的とした公益的な催しで、参加者に提供される飲食等の商品及び食材は算入可
- ② 事業実施団体の事業所等の維持するための経費や経常的な活動に要する経費
- ③ 事務所設置などの備品

6 補助率、補助限度額

補助対象事業費	補助率	補助金限度額
1事業5万円以上	5割以内	1年目：20万円 2年目：10万円

※ 補助対象期間は1年間です。ただし、事業を継続又は拡大することが市民協働の推進に寄与し、市民生活の向上につながると認められる場合、1年に限り補助対象期間を延長することができます（要申請・審査）。

7 審査方法

市民が企画・実施する公共的な市民活動を市が支援するに当たり、その公平性、公正性、透明性を高めるため、市民が参画する選考委員会により審査します。

審査は、選考委員が応募書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、市長は選考委員会の審査結果を尊重して補助対象事業と補助金交付額を決定します。

審査の結果、上位3事業までが優先的に採択されます。

(1) 書類審査

申請書類は、公開プレゼンテーションに先立ち、申請書類の写しを審査員に配布して事前に審査します。

(2) 公開プレゼンテーション

プレゼンテーションは補助金を受けるための必須条件とし、あらかじめ決められた時間内により発表いただくこととします。

8 審査基準

(1) 趣旨、公共性

本補助金の趣旨・目的に合致し、市民が必要とする公共的な市民活動であるか。

(2) 共感性・モデル性

市民の共感が得られやすい事業であり、今後、他の市民活動団体等のモデルとなる市民活動であるか。

(3) 実効性

事業の実施手段（方法、スケジュール、事業計画など）、予算の具体性、実施体制などが実現可能なものとなっているか。

(4) 市民参加・PR

事業のPR、市民参加に工夫がみられるか。参加者の見込みは妥当か。

(5) 特色・工夫

先駆性・機動性・独創性など、提案内容に特色や工夫がある市民活動であるか。また、団体としてこれまで実施してきた事業を発展させ拡充するもので、あるいは新たに取り組む市民活動であるか。

(6) 自立性

自立的に活動し、補助終了後も自立した活動として事業を発展させ実施する可能性を期待できる市民活動であるか。また、自己努力により資金確保に努めているか。

(7) 持続性

一過性の取り組みではなく、翌年度以降も継続的に実施できるように計画されているか。また、新たな参加者の増加や他団体との連携が見込まれているか。

9 情報公開等

補助金交付を受けた団体は、活動の成果を公開するとともに活動の成果を発表する活動

報告会等の参加や、朝来市が推進する地域協働のまちづくりの推進に関する周知活動（広報原稿等の協力等）に協力しなければならないこととします。

10 公募から補助金交付までの流れ

令和4年	5月20日(金)	応募書類受付開始
	6月17日(金)	応募締め切り（応募書の提出締め切り）
	7月上旬	公開審査（プレゼンテーション審査）
	7月下旬	事業実施団体決定
	7月下旬～	事業実施
令和5年	3月下旬まで	実績報告書の提出（事業完了後随時） 補助金交付

◆市民活動とは？

市民活動とは、市民生活の向上に寄与するため、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動のことを指します。

福祉、社会教育、まちづくり、観光、農林業振興、文化芸術やスポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権擁護、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、その活動は様々ですが、「みんなのため」の活動であることが前提となっています。

11 申込方法

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出期限 令和4年6月17日(金) 必着
- (3) 提出書類 応募書（別紙1）、団体概要書（別紙2）、規約・会則
- (4) 提出先及び問合せ先

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 まちづくり協働部 市民協働課
TEL079-672-3065（直通） FAX079-672-4041
E-mail kyodo@city.asago.lg.jp